**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第394号）**

**〔　中小企業経営承継に係る知事の認定に関する行政文書公開拒否決定審査請求事案　〕**

**（答申日：令和６年３月22日）**

**第一　審査会の結論**

　　　実施機関（大阪府知事）の判断は、妥当である。

**第二　審査請求に至る経過**

１　令和３年11月15日付けで、審査請求人は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第６条の規定により、以下の内容で行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（本件請求内容）

平成31年度及び令和２年度の行政文書「「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」第12条第１項に係る大阪府知事の認定について」のうち、株式会社○○（法人番号：○○）に関わる文書（以下「本件行政文書」という。）

　２　令和３年11月26日付けで、実施機関は、条例第13条第２項の規定により、本件請求について、公開請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、次のとおり行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否する理由を付して、審査請求人に通知した。

（行政文書の存否を明らかにしない理由）

　　　　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第１項に係る認定（以下「認定」という）については、同法施行規則第６条第７項及び第８項で、認定を受ける法人の代表者が、当該法人の非上場株式について贈与を受け又は相続しかつその贈与税又は相続税について納付する見込みであることが要件の一つとなっています。

本件情報公開請求は、特定の法人における認定に関する文書を対象とするものですが、法人代表者の氏名は一般に公開されているものであることを踏まえると、本件にかかる行政文書の存在を明らかにすることは、当該法人が上記要件を満たしている事実、即ち当該法人の代表者個人についての財産及び納税にかかる情報を公開することとなります。

よって、本件情報公開請求にかかる行政文書は、その存否を明らかにするだけで、当該法人の代表者という特定の個人にかかる大阪府情報公開条例第９条第１号に該当する情報を公開することとなりますので、同条例第12条により公開請求を拒否します。

３　令和３年12月11日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第２条の規定により、諮問実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

**第三　審査請求の趣旨**

　　　「２記載の決定を取り消す」との裁決を求める。

**第四　審査請求人の主張要旨**

　　 審査請求人の審査請求書における主張は、概ね次のとおりである。

　１　相続の状況

　　　令和○年○月○日当時、株式会社○○（甲１、以下「本件会社」という。）代表取締役であった○○氏が、○時○分頃業務執行中に、○○て死亡し、○○氏（以下「被相続人」という。）を被相続人とする相続（以下「本件相続」という。）が開始された。

被相続人が保有していた本件会社の株式は、経営承継相続人（○○）に相続されていない。本件相続の遺産分割は行われておらず、被相続人が保有していた本件会社の株式は、審査請求人・経営承継相続人を含めた共同相続人の共有財産である。（民法第898条）

　２　円滑化法規則における要件

　　　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「円滑化法」という。）施行規則第７条第３項第４号によると「当該第一種経営承継相続人が相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等に係る遺言書の写し、遺産の分割の協議に関する書類（当該相続に係る全ての共同相続人及び包括受遺者が自署し、自己の印を押しているものに限る。）の写しその他の当該株式等の取得の事実を証する書類及び当該株式等に係る相続税の見込額を記載した書類」を申請書に添付し都道府県知事に提出することが要件として求められている。

　（１）本件相続に遺言書は存在しない。もし申請書に添付されておれば、それは虚偽の遺言書である。

　（２）本件相続に遺産分割協議書は存在しない。もし申請書に添付されておれば、それは虚偽の遺産分割協議書である。

　（３）本件相続にその他の当該株式等の取得の事実を証する書類は存在しない。円滑化法施行規則第７条第３項第４号の趣旨を勘案すると、当該株式等の取得の事実を、遺言書や遺産分割協議書と同程度で証する書類でなければならず、共同相続人全員が認めていなければならない。その様な書類は存在しない。

つまり、本件行政文書が存在している場合、それは、偽りその他の手段により認定が為されている可能性が非常に高い。それ故、審査請求人は、本件行政文書の公開請求に及んだ。

　３　審査請求の理由

　（１）大阪府は、「法人の代表者個人についての財産及び納税に係る情報を公開することになる」と主張しているが、認定の対象となっている財産は、法人の代表者個人についての財産ではない。審査請求人を含めた共同相続人の共有財産である。審査請求人の本件行政文書公開請求は、審査請求人による、審査請求人の共有財産に係る情報公開請求であり、条例第９条第１号には、該当しない。故に、条例第９条第１号を理由に本件行政文書公開請求を拒否することはできない。

　　　（２）条例第11条第２項には、「第９条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政文書に同条第１号に掲げる情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該行政文書の全部又は一部を公開することができる。」とある。本件行政文書公開請求は、審査請求人による、審査請求人の共有財産に関する情報公開請求であり、審査請求人個人の権利利益を保護するためには、条例第11条第２項に則り、本件行政文書公開請求を認容すべきである。

（３）大阪府は、「本件請求にかかる行政文書は、その存否を明らかにするだけで、当該法人の代表者という特定の個人にかかる情報を公開する事になる」と主張しているが、本件行政文書が存在していない場合、本件行政文書が存在していないことを明らかにしても、特定の個人の財産および納税に係る情報を公開することにならない。故に、条例第12条を理由に本件行政文書公開請求を拒否することはできない。

**第五　実施機関の主張要旨**

実施機関の弁明書における主張は、概ね次のとおりである。

　１　弁明の趣旨

　本件審査請求を棄却する裁決を求める。

２　弁明の理由

（１）中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第１項の認定（以下「認定」という。）においては、法人の代表者が、その法人の株式について贈与を受け又は相続し、これにかかる贈与税又は相続税を納付する見込みであることが要件となっている。

この「法人の株式について贈与を受け又は相続し、これにかかる贈与税又は相続税を納付する見込みである」という事実は、法人の代表者という個人にかかる財産及び納税にかかる情報であり、条例第９条第１号に該当する。

故に実施機関は、法人が認定を受けていることを明らかにすることは、法人が認定要件を満たす事実、即ち、法人の代表者個人にかかる条例第９条第１号に該当する情報を公開することになるため、認定にかかる文書の存否を明らかに出来ない。

（２）審査請求人は、「【審査請求の理由】（１）」において、本件法人の株式は相続人の共有財産であるため、本件法人の代表者にとっての条例第９条第１号に該当する情報でない旨主張している。

しかし、実施機関は、１で述べたように、法人が認定を受けていることを明らかにすることは、法人が認定要件を満たす事実、即ち、法人の代表者個人にかかる条例第９条第１号に該当する情報を公開することになるため、認定にかかる文書の存否を明らかに出来ない。

また、条例第６条で、何人も行政文書の公開を求めることが出来るとされているところ、実施機関は、情報の公開・非公開の決定にあたっては、請求人が誰であるかを考慮しない。

（３）審査請求人は、「【審査請求の理由】（２）」において、自身が本件法人の株式について相続する権利があるとし、相続人としての権利を保護するため、条例第11条第２項に則り本件請求を認容すべきと主張している。

しかし、「大阪府情報公開条例運用解釈基準（令和３年６月）」において、条例第11条第２項の「公益上特に必要があると認めるとき」に該当して行政文書を公開できる場合とは、災害発生時等における重大な被害を防止するため当該情報を公開することが必要不可欠であるなど、基本的人権に関わる個人のプライバシーと比較し得る特段の事情、必要性が現に存する場合に限られるとされているところ、審査請求人の相続人の権利の保護のため本件文書を公開することは、重大な被害を防止するなど公益上必要不可欠なものとは認められない。

（４）審査請求人は、「【審査請求の理由】（３）」において、本件行政文書が存在していない場合は、存在していないことを明らかにしても、特定の個人の財産および納税に係る情報を公開することにならず、条例第12条を理由に本件請求を拒否出来ない旨主張している。

しかし、実施機関が同様の情報公開請求に対し、文書が存在しない場合には不存在と答えて、文書が存在する場合のみ存否を明らかに出来ないと答えたとすると、存否を明らかに出来ないと答えた場合は文書が存在する場合であることを請求人に推測されてしまう。

故に実施機関は、実際に文書が存在するか否かにかかわらず、常に存否を明らかに出来ない。

　３　結論

　以上のとおり、本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

**第六　審査会の判断**

　１　条例の基本的な考え方について

　　　行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第１条にあるように、府民の

　　行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによ

　　って府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利

　　便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉

　　の増進に寄与しようとするものである。

　　　このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、一方では公開することによ

　　り、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の

　　公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要があ

　　る。

　　　このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第８条及び第９

　　条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第２

　　条第１項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第８条及び第９条に定める適用

　　除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

２　条例第９条第１号について

　　　　条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則としつつ、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言している。また、条例第５条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければならない旨定めている。

本号は、このような規定を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めている。

同号は、

ア　個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（以下「要件ア」という。）であって、

イ　特定の個人が識別され得るもの（以下「要件イ」という。）のうち、

ウ　一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの（以下「要件ウ」という。）

等が記録されている行政文書を公開してはならない旨定めている。

この「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報」とは、個人のプライバシーに関する情報を例示したものであり、「特定の個人が識別され得る」情報とは、当該情報のみによって直接特定の個人が識別される場合に加えて、他の情報と結びつけることによって間接的に特定の個人が識別され得る場合を含むものである。

また、「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報」とは、社会通念上、他人に知られることを望まないものをいう。

３　条例第12条について

　　　　本条は、公開請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで条例第８条及び第９条に規定する適用除外事項によって保護される利益が害されることとなる場合には、例外的に公開請求に係る行政文書の存否自体を明らかにしないで公開請求を拒否することができる旨を定めたものである。

本条は、公開請求に係る行政文書が存在するか否かを答えるだけで適用除外事項に該当する情報を公開することとなる場合にのみ例外的に適用できるのであって、安易な運用は行政文書公開制度の趣旨を損なうことになりかねないため、公開請求に係る行政文書の存否が明らかになることによって生じる権利利益の侵害や事務執行の支障等を各適用除外事項に照らして具体的かつ客観的に判断しなければならず、通常の適用除外事項を適用すれば足りる事例にまで拡大して適用されることのないよう、特に慎重な適用に努める必要がある。

４　円滑化法における認定について

　　　　円滑化法においては、相続人等が非上場会社の株式等を相続等により取得した場合、当該株式等に係る相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予される制度（以下「事業承継税制」という。）が定められており、本制度の適用を受けるためには、円滑化法に基づく都道府県知事の認定が必要とされている。

認定要件においては、先代経営者から後継者への株式等の相続が行われていることが必要とされており、申請時にそれを証するために、申請者が相続等により取得した株式等に係る遺言書の写しや遺産の分割の協議に関する書類の写し等が必要とされている（円滑化法施行規則第７条第３項第４号等）。

５　本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

審査請求人は、本件請求は、審査請求人による審査請求人の共有財産に関する情報公開請求であり、本件行政文書の内容は、条例第９条第１号には該当しないと主張している。

また、本件行政文書が存在しない場合、本件行政文書が存在しないことを明らかにしても、特定の個人の財産及び納税に係る情報を公開することにはならず、条例第12条を理由として本件請求を拒否することはできないと主張している。

審査請求人のこれらの主張につき、以下検討する。

まず、事業承継税制は、４のとおり、先代経営者の死亡により法人株式を相続した後継者が、都道府県知事の認定を受けることで、その相続税の支払の猶予を受けることができる制度である。

本件請求内容は、実施機関に対し、円滑化法における認定について、特定の法人の代表者から提出された申請書一式の公開を求めるものであり、すなわち、特定の法人の代表者個人が、死亡した先代経営者から相続した株式に係る相続税の支払の猶予を受けようとしているという特定の個人のプライバシーに関する情報であるから、要件ア及び要件イに該当すると認められる。

また、当該情報は、先代経営者の死亡により後継者が取得した株式について、相続税の支払の猶予を受けようとするものであり、一般に他人に知られたくない情報であるから、要件ウに該当すると認められることから、条例第９条第１号に該当する。

次に、条例第12条の該当性を検討するところ、本件請求及び第三者による同内容の請求に対して、公開若しくは非公開決定を行うと、特定の法人において、死亡した先代経営者から後継者が株式を相続し、その相続税の支払の猶予を受けようとしているということが実際にあったか否かが明らかとなってしまう。

したがって、実施機関が、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第10条第１項各号又は第２項各号に掲げる情報である条例第９条第１号に該当する情報を公開することとなり、条例第12条に該当することから、本件決定は妥当である。

６　結論

以上のとおりであるから、「第一　審査会の結論」のとおり答申するものである。

（主に調査審議を行った委員の氏名）

魚住　泰宏、的場　かおり、海道　俊明、近藤　亜矢子